競争参加者の資格に関する公示

倉敷立体高梁川大橋鋼上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年5月29日

中国地方整備局長　丸山　隆英

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　工事名　倉敷立体高梁川大橋鋼上部工事

2　工事場所　岡山県倉敷市片島町～船穂町船穂地内

3　工事内容　工事延長　L＝780m

【高梁川大橋】

鋼12径間連続非合成少数鈑桁橋　L＝714m

（支間長：43.3m＋62.2m＋63.0m＠２＋62.5m＋63.0m＠２＋62.5m＋63.0m＠２＋63.6m＋39.3m）

鋼橋上部　１式

工場製作工（検査路含む）1,923ｔ

工場塗装工　１式

工場製品輸送工　1,923ｔ

鋼橋架設工　１式

橋梁現場塗装工　１式

床版工　１式

橋梁付属物工　１式

鋼橋足場等設置工　１式

仮設工　１式

4　工期　契約締結日の翌日から平成31年10月31日まで

5　申請の時期

平成29年５月29日から平成29年６月19日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、当該工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年５月29日から、〒730―8530 広島市中区上八丁堀６―30　中国地方整備局総務部契約課調査係　電話082―221―9231において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとするものに交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年５月29日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　中国地方整備局における平成29・30年度「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　平成14年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は平成14年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した中国地方整備局発注工事で下請け表彰を受けた企業で、下請け表彰の対象となった工事が次の同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の㋐から㋓の全ての要件を満たす工事とする。

㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

㋓　架設工法がトラッククレーン工法又はトラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

ただし、㋐から㋓は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

⑴　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

⑵　現場での架設作業に配置する技術者は、平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、上記⑵①の同種工事の現場（架設）の経験を有する者であること。

なお、平成14年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下、「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。